

今回、遺構き損を発生させた外構工事現場において、他に不適切な施工等が行われていなかったかどうかを調査したところ、以下の5個所において問題が認められました。

① 現状変更許可申請に記載のない掘削を行っていたもの

<不適切な施工等の内容>

- ・展示収蔵施設の北側、展示収蔵施設への収蔵物を搬出入するためのスロープを施工する箇所において、本来は盛土の上にアスファルト舗装をする予定であったところを、幅1m・深さ20cm・延長13mに渡って掘削した。

<経緯>

- ・施工に際し、現場北側に存在する水路との関係において、盛土部を法面で処理するのが困難であることが判明したため、名古屋城総合事務所の工事担当者から施工業者に対し、水路側に何らかの土留め構造物を検討するよう指示をした。
- ・施工業者は、検討に当たり、水路石積みの背面を確認することが必要だと考え、現状変更許可申請に記載のない掘削を行った。この際、学芸員の立会いを求めることがなかった。
- ・名古屋城総合事務所では、今回の調査を行うまで、施工業者が当該掘削を行っていることを把握していなかった。

<現在までに把握した状況>

- ・当該掘削が遺物包含層に達している可能性は低いとみられるが、水路石積みが遺構に関連するものであるかどうか確認の上、正確な状況を把握する必要がある。

② 学芸員の立会いなく、掘削と基礎施工が行われていたもの

<不適切な施工等の内容>

- ・五番御蔵の地表面表示のための基礎工事に際し、学芸員の立会い無く、掘削と基礎施工が行われていた。

<経緯>

- ・六番御蔵における遺構き損と同様に、名古屋城総合事務所の工事担当者は、工事は遺構面に達しない範囲で行われることから、学芸員の立会いを要さないものと理解していた。

<現在までに把握した状況>

- ・現場は、碎石を敷き均した上にコンクリート基礎を施工してあるが、その際、六番御蔵と同様に、重機により表土をすきとる工事を行っている。
- ・石材等が掘り出されたということはない旨を確認しているが、学芸員の立会いがなかったため、掘削が遺物包含層に達しているかどうかは確認ができていない。

③ 現状変更許可申請に記載した範囲を超えて発掘調査を行っていたもの

<不適切な施工等の内容>

- ・柵の施工に際しての掘削時、施工範囲に隣接する遺構が見つかったため、現場学芸員の判断で、予定範囲を超えて発掘調査と記録作成を行っていた。

<経緯>

- ・柵の施工に際しては、掘削が深い範囲に及ぶため、学芸員が立会い、発掘調査と記

録保存を行うことになっていた。

- ・その際、掘削した壁面に隣接して遺構が見つかり、立ち会っていた学芸員はその後の施工に際して当該遺構が壊れる可能性が高いと判断した。このため、現状変更許可申請に記載した範囲を超えて発掘調査と記録の作成を行った。

<現在までに把握した状況>

- ・判断に当たり、学芸員は、教育委員会文化財保護室や文化庁に相談し、判断を求めることがなかった。
- ・遺構の一部は柵の施工に際し崩れたが、大半は記録を作成したのち、現地に保存されている。

④ 学芸員の立会いなく、掘削が行われていたもの

<不適切な施工等の内容>

- ・現代に整備された景石の撤去後、新しく舗装等を行う部分について、学芸員の立会い無く掘削が行われていた。

<経緯>

- ・現代に整備された景石の撤去に際して、現状変更許可申請に基づき学芸員が立会って施工した。
- ・その後、新しく舗装等を行うための掘削が行われたが、六番御蔵における遺構き損と同様に、名古屋城総合事務所の工事担当者は、工事は遺構面に達しない範囲で行われることから、学芸員の立会いを要さないものと理解していた。

<現在までに把握した状況>

- ・景石撤去は、学芸員立会いのもと施工しているが、その後の掘削時に学芸員の立会いがなかったため、掘削が遺物包含層に達しているかどうかは確認ができていない。

⑤ 学芸員の立会いなく、現代の構造物の撤去が行われていたもの

<不適切な施工等の内容>

- ・現代に整備された街渠、縁石等の構造物の撤去に際し、学芸員の立会い無く、撤去工事が行われていた。

<経緯>

- ・名古屋城総合事務所の工事担当者は、撤去工事は既掘削済までの再掘削とし、遺構面への直接の影響が生じない範囲で行われることから、学芸員の立会いを要しないものと理解していた。

<現在までに把握した状況>

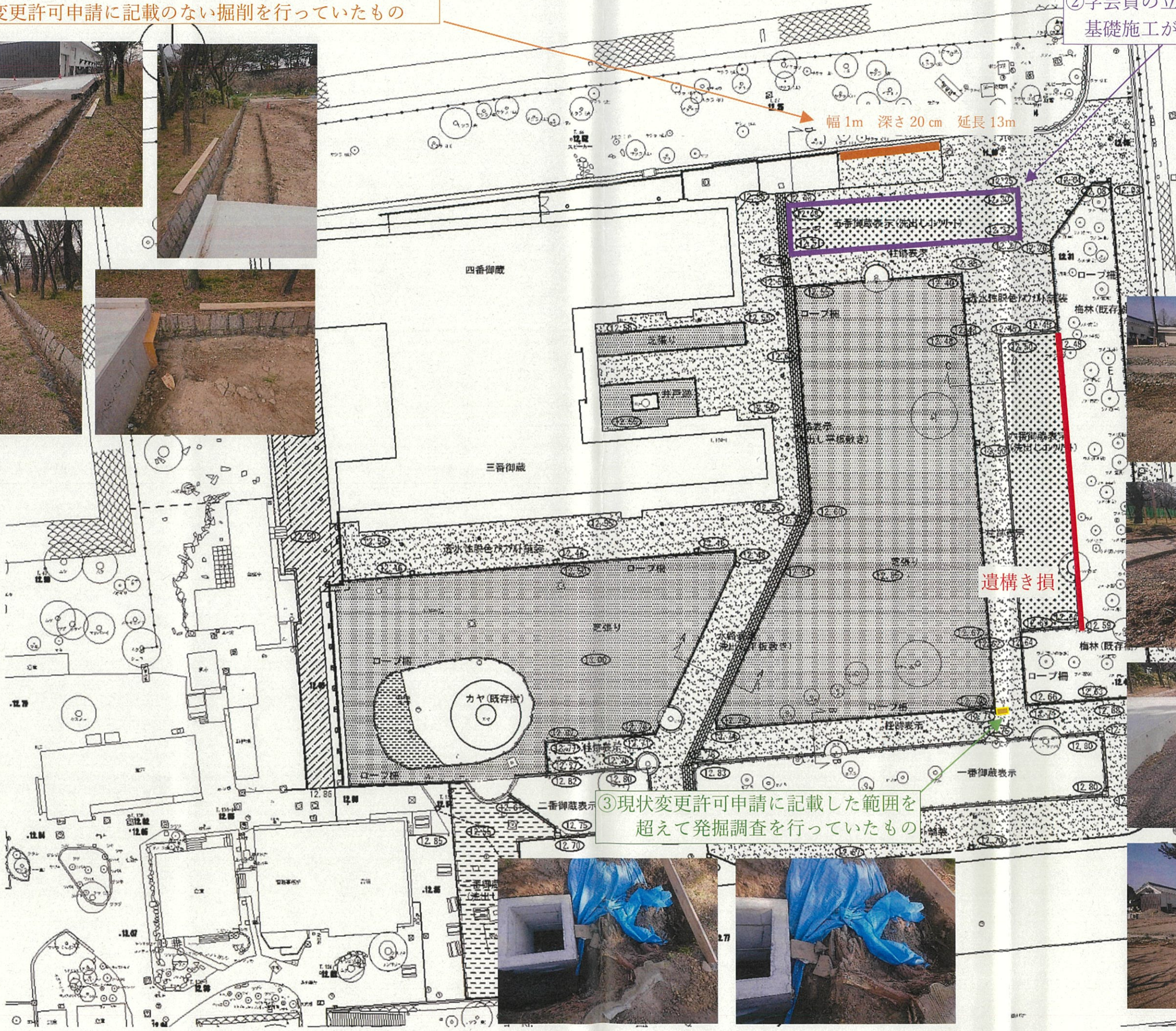
- ・撤去に伴う掘削は、既掘削済の範囲内におさまっているとみられるが、学芸員の立会いがなかったため、今後正確な状況を把握する必要がある。

今後、これらの個所についても、問題となる施工等に至った経緯と原因を詳細に検証・分析し、現在の「き損等事故再発防止対策（中間案）」に加えて、文化庁及び有識者に報告します。その上で、文化庁、有識者などの指導・助言を得て、再発防止対策を取りまとめまいります。

①現状変更許可申請に記載のない掘削を行っていたもの



②学芸員の立会いなく、掘削と基礎施工が行われていたもの



③現状変更許可申請に記載した範囲を超えて発掘調査を行っていたもの



施設移設・撤去平面図



④学芸員の立会いなく、掘削が行われていたもの



⑤学芸員の立会いなく、現代の建造物の撤去が行われていたもの

